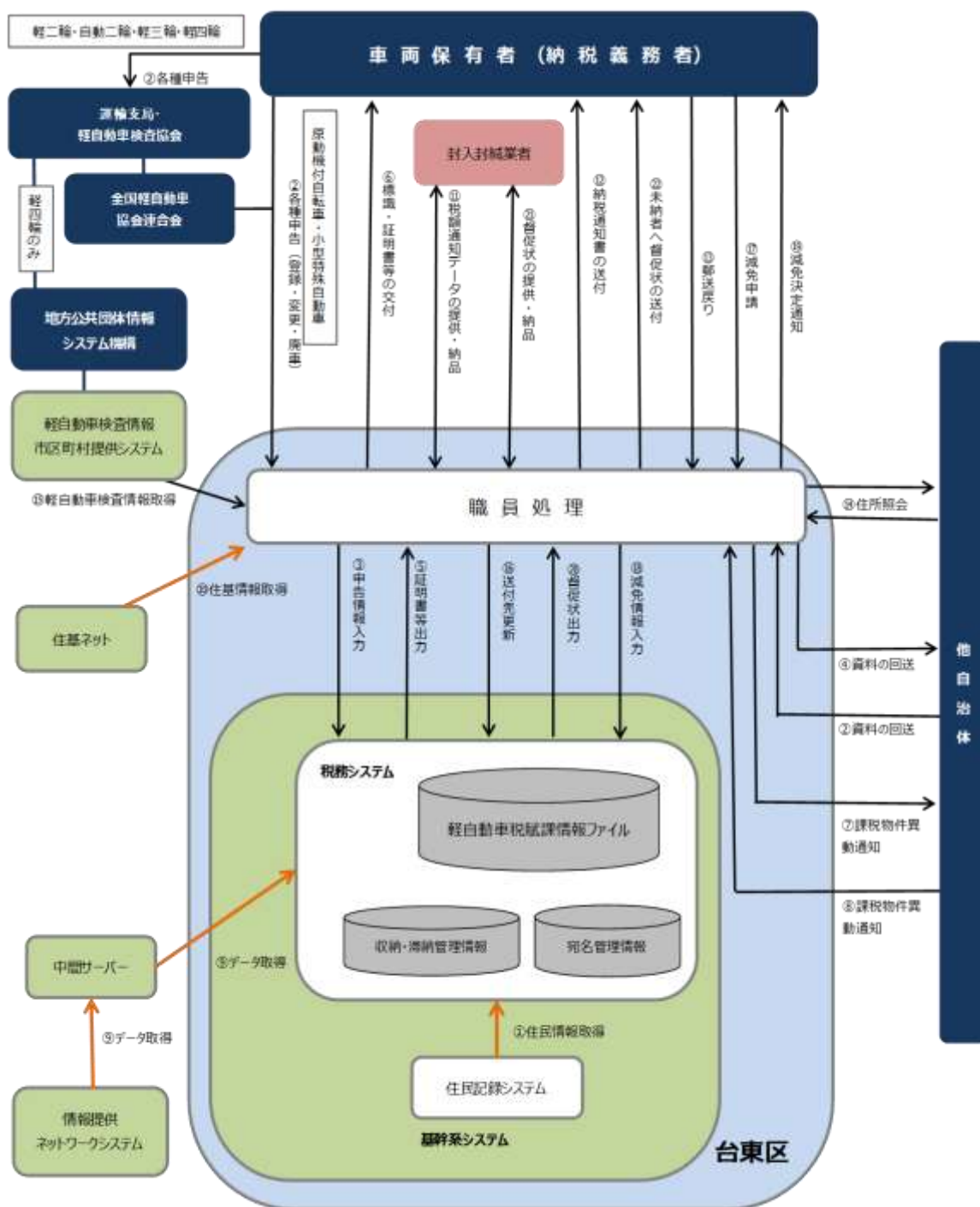


(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 住民情報の連携

① 各種住民情報をデータ連携により取得する。

2. 登録、名義変更、廃車、ナンバープレート付替

② 住民、全国軽自動車協会連合会、他自治体等から各種申告書等を取得する。

③ 各種申告書等の情報を税務システムへ登録する。

④ 台東区の課税対象者でない場合には、別の自治体に資料を回送する。

⑤ 各種証明書等を出力する。

⑥ 出力した各種証明書等を住民等に交付する。

※他自治体ナンバー→台東区ナンバーへの付替の場合

⑦ 課税物件異動通知書を他自治体に送付する。

※台東区ナンバー→他自治体ナンバーへの付替の場合

⑧ 他自治体から課税物件異動通知書を受付、廃車入力する。

3. 賦課決定、通知

⑨ 軽自動車税賦課に当たって必要な情報を中間サーバーを介して情報照会を行う。

⑩ 住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。

⑪ 税務システムで決定した税額通知データを印刷・印字・封入封緘事業者へ提供する。

⑫ 封入封緘作業後、納税通知書を住民等に送付する。

⑬ 納税通知書の郵送戻り分を取得する。

⑭ 他自治体へ住所照会、又は⑩住基ネットより調査を行う。

⑮ 場合に応じて、地方公共団体情報システム機構を通じて軽自動車検査情報を照会し調査を行う。

⑯ 各調査より判明した住所情報等、宛名システムを更新する。

4. 減免・免除

⑰ 住民等から減免、免除申請書を受け付ける。

⑱ 税務システムに入力する。

⑲ 住民等に減免、免除決定通知を送付する。

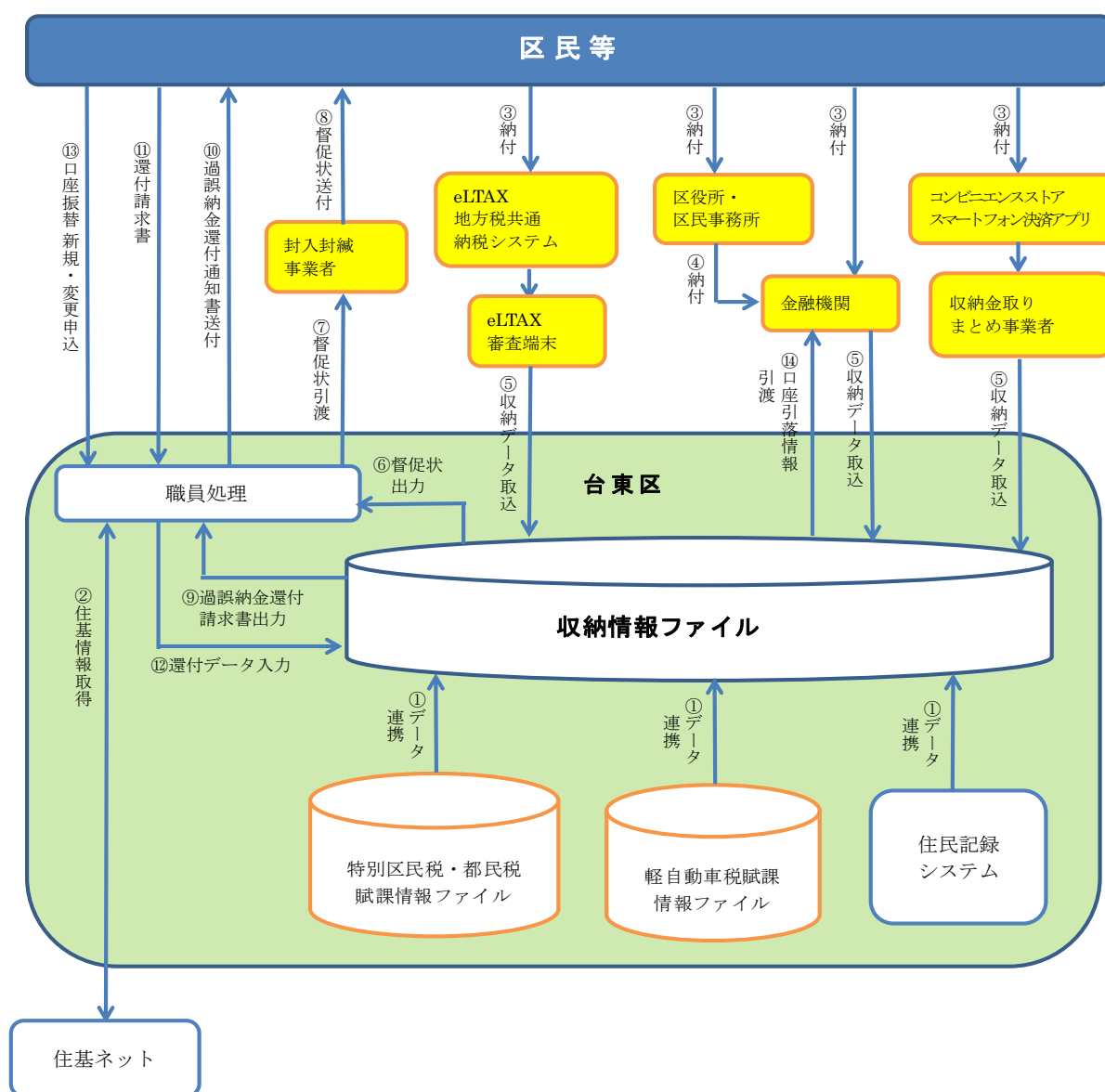
5. 督促

⑳ 税務システムより、軽自動車税の滞納者を抽出し、督促状を出力する。

㉑ 督促状を封入封緘業者へ提供する。

㉒ 封入封緘作業後、督促状を住民等へ送付する。

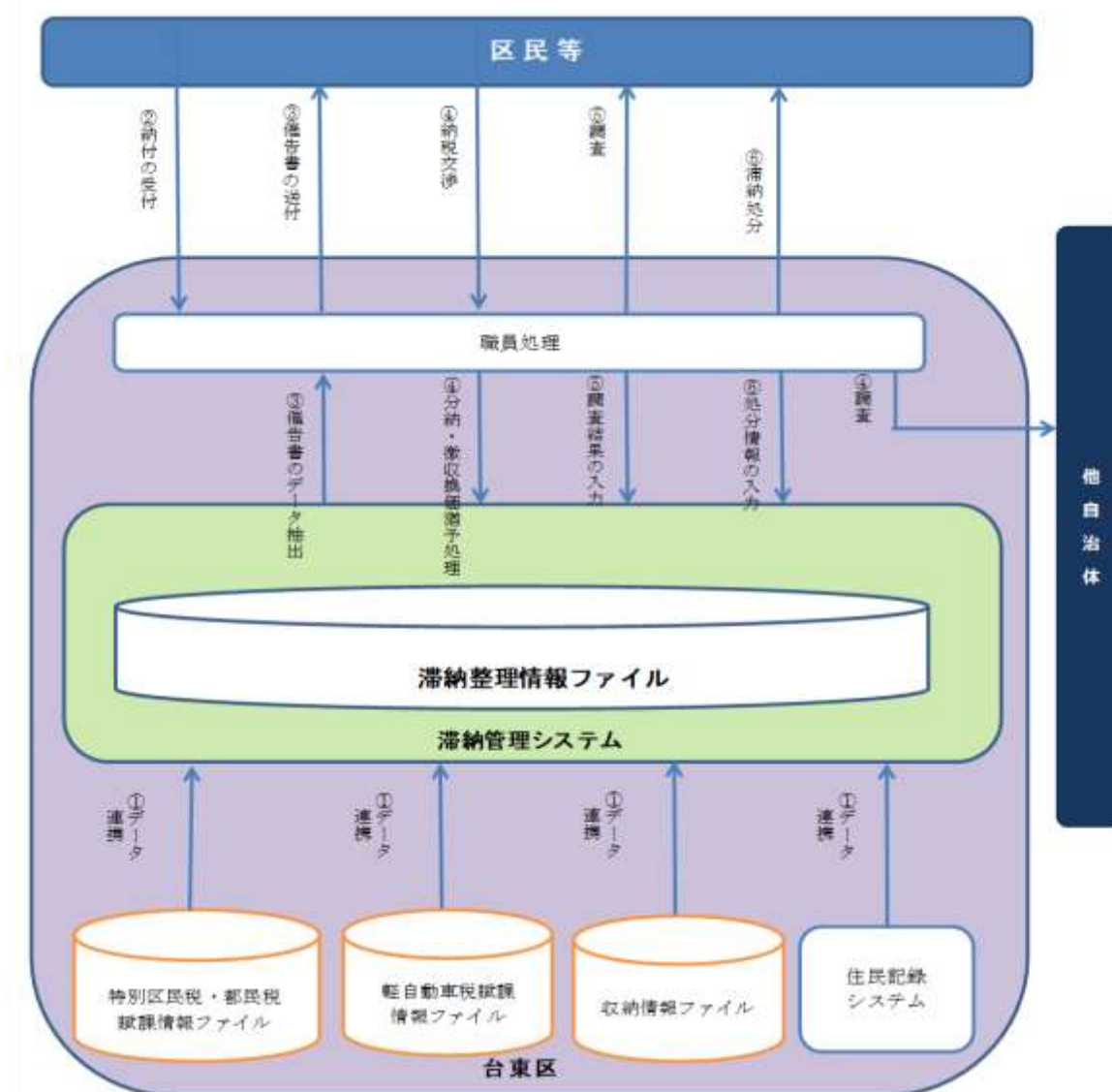
(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 住民記録システム、特別区民税・都民税賦課情報ファイル、軽自動車税賦課情報ファイルより収納情報ファイルを作成。
- ② 区外在住者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。
- ③ スマートフォン決済アプリ、コンビニエンスストア、金融機関、区役所・区民事務所で住民税・軽自動車税を納付。
eLTAX地方税共通納税システムで住民税を納付。
- ④ 区役所・区民事務所で納付された住民税・軽自動車税を金融機関へ納付。
- ⑤ 収納データを収納情報ファイルに取り込む。
- ⑥ 納付期限までに納付がない場合に、督促状を出力する。
- ⑦ 督促状を封入封緘事業者へ引き渡す。
- ⑧ 封入封緘事業者が区民等に督促状を送付する。
- ⑨ 過誤納金が発生した場合に、過誤納金還付通知書を出力する。
- ⑩ 区民等に過誤納金還付通知書を送付する。
- ⑪ 区民等から還付請求書を取得する。
- ⑫ 還付データを収納情報ファイルに入力する。
- ⑬ 区民等から口座振替情報を取得する。
- ⑭ 口座引落情報を金融機関へ引き渡す。

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 各種住民情報・特別区民税都民税賦課情報ファイル・軽自動車税賦課情報ファイルをデータ連携により取得する。
- ② 窓口で納付を受け付ける。
- ③ 滞納管理システムから催告書のデータを抽出し、催告書を送付する。
- ④ 納税交渉を行い、納付意思がある場合には、滞納管理システムで分納・徴収換価の猶予処理を行う。
- ⑤ 納付意思がない場合には住民や他自治体等に財産調査を行い、調査結果を滞納管理システムに入力する。
- ⑥ 調査の結果に応じて滞納処分を行う。
 - ・(財産がある場合)差押・参加差押・交付要求処理を行い、結果に基づき、処分通知を行う。
 - ・(納付意思がない場合)公売を行い、公売結果に基づき、配当・充当を行う。
 - ・(調査の結果財産がない場合)執行停止処理を行う。
 - ・(徴収権が消滅した場合)不納欠損処理を行う。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 特別区民税・都民税賦課情報ファイル

○住民税基本台帳ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区コード、41.住民区分、42.宛名消滅区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.宛名番号、54.編集電話番号、55.申込年月日、56.振替区分、57.開始年月日、58.廃止年月日、59.口座停止日、60.停止解除日、61.銀行コード、62.支店コード、63.口座番号、64.通帳番号末番、65.預金種別区分、66.名義人カナ、67.名義人漢字、68.送付開始年月日、69.送付終了年月日、70.送付先氏名カナ、71.送付先氏名漢字、72.送付先郵便番号、73.送付先住所コード、74.送付先住所、75.送付先住所地番、76.送付先方書カナ、77.送付先方書漢字、78.履歴判定、79.徴収区分、80.決議年月日、81.住民税異動区分コード、82.異動年月日、83.住民税整理番号、84.賦課資料区分コード、85.書式区分、86.無職無収入コード、87.均等割区分、88.均等割パターン番号、89.入力区分、90.営業所得額、91.農業所得額、92.その他事業所得額、93.不動産所得額、94.利子所得額、95.配当所得額、96.配当所得額、97.株式配当所得額、98.公募外賃配当所得額、99.公募他配当所得額、100.その他配当所得額、101.所得税配当所得額、102.所得税株式配当所得額、103.所得税公募外賃配当所得額、104.所得税公募他配当所得額、105.所得税その他配当所得額、106.給与所得額、107.主たる給与支払額、108.従たる給与支払額、109.給与支払額内数従者給与額、110.特定支出控除額、111.雑所得額、112.公的年金支払額、113.年金雑所得額、114.その他雑所得額、115.総合譲渡短期所得額、116.総合譲渡短期差引額、117.総合譲渡長期所得額、118.総合譲渡長期差引額、119.総合譲渡分特別控除額、120.総合譲渡特別設定フラグ、121.総合譲渡逆算フラグ、122.一時所得額、123.一時差引額、124.総合一時所得額、125.短期一般所得額、126.短期一般差引額、127.短期一般特別控除額、128.短期軽減所得額、129.短期軽減差引額、130.短期軽減特別控除額、131.長期一般所得額、132.長期一般差引額、133.長期一般特別控除額、134.長期特定所得額、135.長期特定差引額、136.長期特定特別控除額、137.長期軽減所得額、138.長期軽減差引額、139.長期軽減特別控除額、140.長期特別所得額、141.長期特別差引額、142.長期特別特別控除額、143.土地等雑所得額、144.超短期所得額、145.株式譲渡所得額、146.株式譲渡一般分所得額、147.株式譲渡新規公開分所得額、148.株式譲渡特別控除額、149.商品先物取引所得額、150.山林所得額、151.山林特別控除額、152.退職所得額、153.退職所得控除額、154.退職支払額、155.市町村源泉退職所得割額、156.都道府県源泉退職所得割額、157.勤続年数、158.就職年月日、159.退職年月日、160.総合退職所得額、161.総合退職所得控除額、162.特例適用条文1、163.特例適用条文2、164.特例適用条文3、165.変動所得額、166.前年変動所得額、167.前々年変動所得額、168.臨時所得額、169.平均課税対象金額、170.免税所得額、171.肉用牛売却価格、172.肉用牛免税対象所得額、173.肉用牛免税対象外所得額、174.非課税所得額、175.申告0円所得区分01、176.申告0円所得区分02、177.申告0円所得区分03、178.申告0円所得区分04、179.申告0円所得区分05、180.申告0円所得区分06、181.申告0円所得区分07、182.申告0円所得区分08、183.申告0円所得区分09、184.申告0円所得区分10、185.最高所得区分、186.総所得金額、187.合計所得金額、188.総所得金額等、189.所得税総所得金額、190.所得税合計所得金額、191.所得税総所得金額等、192.総所得損通所得額、193.総合短期損通所得額、194.総合長期損通所得額、195.短期一般損通所得額、196.短期軽減損通所得額、197.長期一般損通所得額、198.長期特定損通所得額、199.長期軽減損通所得額、200.長期特別損通所得額、201.土地等雑損通所得額、202.超短期損通所得額、203.山林損通所得額、204.株式譲渡損通所得額、205.商品先物取引損通所得額、206.退職損通所得額、207.所得税総所得損通所得額、208.所得税総合短期損通所得額、209.所得税総合長期損通所得額、210.所得税短期一般損通所得額、211.所得税短期軽減損通所得額、212.所得税長期一般損通所得額、213.所得税長期特定損通所得額、214.所得税長期軽減損通所得額、215.所得税長期特別損通所得額、216.所得税土地等雑損通所得額、217.所得税超短期損通所得額、218.所得税株式譲渡損通所得額、219.所得税商品先物取引損通所得額、220.所得税山林損通所得額、221.所得税退職損通所得額、222.雑損控除額、223.医療費控除額、224.社会保険料控除額、225.小規模共済控除額、226.生命保険料控除額、227.所得税生命保険料控除額、228.生命保険料支払額、229.個人年金保険料支払額、230.損害保険料控除額、231.所得税損害保険料控除額、232.損害保険料支払額、233.長期損害保険料支払額、234.寄付控除フラグ、235.寄付控除額、236.所得税寄付金控除額、237.合計控除額、238.所得税合計控除額、239.控対記該当コード、240.配偶者区分、241.配偶者無区分フラグ、242.配偶者特別控除額、243.所得税配偶者特別所得金額、245.扶養一般該当人数、246.扶養年少該当人数、247.扶養特定該当人数、248.扶養老人該当人数、249.扶養同居老人該当人数、250.扶養特障該当人数、251.扶養同居特障該当人数、252.扶養普障該当人数、253.未成年該当コード、254.老年者該当コード、255.寡婦該当コード、256.障害者該当コード、257.勤労学生該当コード、258.住民税申告区分、259.本専区分、260.配専区分、261.青色専従該当人数、262.白色専従該当人数、263.専従者控除額、264.繰越損失額、265.純損失額、266.譲渡繰越損失額、267.雑損失額、268.特定株式損失額、269.当年純損失額、270.当年譲渡繰越損失額、271.当年雑損失額、272.当年特定株式損失額、273.前純損失額、274.前譲渡繰越損失額、275.前雑損失額、276.前特定株式損失額、277.前々純損失額、278.前々譲渡繰越損失額、279.前々雑損失額、280.前々特定株式損失額、281.所得税総所得課税額、282.所得税短期一般課税額、283.所得税短期軽減課税額、284.所得税長期一般課税額、285.所得税長期特定課税額、286.所得税長期軽減課税額、287.所得税長期特別課税額、288.所得税土地等雑課税額、289.所得税超短期課税額、290.所得税株式課税額、291.所得税商品先物取引課税額、292.所得税山林課税額、293.所得税退職課税額、294.総合所得所得税額、295.短期一般所得税額、296.短期軽減所得税額、297.長期一般所得税額、298.長期特定所得税額、299.長期軽減所得税額、300.長期特別所得税額、301.土地等雑所得税額、302.超短期所得税額、303.株式所得税額、304.商品先物取引所得税額、305.山林所得税額、306.退職所得税額、307.所得税配当控除額、308.住宅借入金特別控除額、309.その他特別控除額、310.定率控除前所得税額、311.所得税災害減免額、312.所得税外国税額控除額、313.所得税特別減税額、314.所得税定率控除額、315.定率控除後所得税額、316.所得税額、317.所得税額チェックフラグ、318.総所得課税額、319.短期一般課税額、320.短期軽減課税額、321.長期一般課税額、322.長期特定課税額、323.長期軽減課税額、324.長期特別課税額、325.土地等雑課税額、326.超短期課税額、327.株式課税額、328.商品先物取引課税額、329.山林課税額、330.退職課税額、331.市町村総所得所得割額、332.市町村短期一般所得割額、333.市町村短期軽減所得割額、334.市町村長期一般所得割額、335.市町村長期特定所得割額、336.市町村長期軽減所得割額、337.市町村長期特別所得割額、338.市町村土地等雑所得割額、339.市町村超短期所得割額、340.市町村株式所得割額、341.市町村商品先物取引所得割額、342.市町村山林所得割額、343.市町村退職所得割額、344.市町村算出所得割額、345.市町村配当控除額、346.市町村外国税額控除額、347.市町村調整額、348.市町村特別減税額、349.市町村定率控除額、350.市町村免税額、351.市町村所得割額、352.市町村端数切捨所得割額、353.市町村特別減税前所得割額、354.市町村定率控除前所得割額、355.市町村均等割額、356.市町村民税額、357.都道府県総所得所得割額、358.都道府県短期一般所得割額、359.都道府県短期軽減所得割額、360.都道府県長期一般所得割額、361.都道府県長期特定所得割額、362.都道府県長期軽減所得割額、363.都道府県長期特別所得割額、364.都道府県土地等雑所得割額、365.都道府県超短期所得割額、366.都道府県株式所得割額、367.都道府県商品先物取引所得割額、368.都道府県山林所得割額、369.都道府県退職所得割額、370.都道府県算出所得割額、371.都道府県配当控除額、372.都道府県外国税額控除額、

373.都道府県調整額、374.都道府県特別減税額、375.都道府県定率控除額、376.都道府県免税額、377.都道府県所得割額、378.都道府県端数切捨所得割額、379.都道府県特別減税前所得割額、380.都道府県定率控除前所得割額、381.都道府県均等割額、382.都道府県民税額、383.課税非課税区分コード、384.所得割非課税ワグ、385.均等割非課税ワグ、386.年税額、387.市町村所得割減免額、388.市町村均等割減免額、389.都道府県所得割減免額、390.都道府県均等割減免額、391.予備金額1、392.予備金額2、393.予備金額3、394.予備金額4、395.予備金額5、396.予備項目1、397.予備項目2、398.予備項目3、399.予備項目4、400.予備項目5、401.退避用履歴判定、402.株式譲渡上場所得額、403.所得税株式譲渡上場所得額、404.所得税株式譲渡所得額、405.株式譲渡ワグ、406.株式譲渡上場損通所得額、407.所得税株式譲渡上場損通所得額、408.株式上場課税額、409.所得税株式上場課税額、410.肉牛軽減課税額、411.市町村株式上場所得割額、412.都道府県株式上場所得割額、413.市町村肉牛軽減所得割額、414.都道府県肉牛軽減所得割額、415.株式上場所得税額、416.肉牛軽減所得税額、417.株式含む合計所得金額、418.先物取引損失額、419.当年先物取引損失額、420.前々先物取引損失額、421.前々先物取引損失額、422.配当割控除額、423.株式譲渡割控除額、424.市町村定率控除後所得割額、425.都道府県定率控除後所得割額、426.控除超過額、427.居住用特定譲渡所得額、428.居住用特定損失額、429.市町村株式譲渡配当割控除額、430.都道府県株式譲渡配当割控除額、431.市町村65歳以上の特例控除額、432.都道府県65歳以上の特例控除額、433.市町村調整控除額、434.都道府県調整控除額、435.市町村控除不足額、436.都道府県控除不足額、437.市町村内充当額、438.都道府県内充当額、439.市町村外充当額、440.都道府県外充当額、441.標準税率市町村総所得、442.標準税率市町村山林、443.標準税率市町村退職、444.標準税率市町村算出所得割、445.標準税率市町村調整額、446.標準税率定率控除前市町村所得割、447.標準税率定率控除後市町村所得割額、448.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、449.標準税率市町村所得割、450.標準税率市町村所得割端数切捨、451.標準税率市町村均等割、452.標準税率都道府県総所得、453.標準税率都道府県山林、454.標準税率都道府県退職、455.標準税率都道府県算出所得割、456.標準税率都道府県調整額、457.標準税率定率控除前都道府県所得割、458.標準税率定率控除後都道府県所得割額、459.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、460.標準税率都道府県所得割、461.標準税率都道府県均等割端数切捨、462.標準税率都道府県均等割、463.政党等寄付金特別控除額、464.耐震改修特別控除額、465.住宅借入金特別控除可能額、466.市町村住宅借入金特別控除可能額、467.都道府県住宅借入金特別控除可能額、468.市町村税源移譲減額、469.都道府県税源移譲減額、470.標準税率市町村税源移譲減額、471.標準税率都道府県税源移譲減額、472.国税更正日、473.登録区分、474.寄附金控除自治体分、475.寄附金控除都道府県指定分、476.寄附金控除市町村指定分、477.内私の年金支払額、478.住民税金種別、479.基礎控除対象ワグ、480.市町村寄附金控除額、481.都道府県寄附金控除額、482.内年金ワグ、483.内特徴ワグ、484.三徴収ワグ、485.居住開始年月日、486.住宅控除区分、487.住宅借入金残高、488.居住開始年月日2、489.住宅控除区分2、490.住宅借入金残高2、491.山林純損失額、492.当年山林純損失額、493.前山林純損失額、494.前々山林純損失額、495.株式配当損失額、496.分離配当所得額、497.分離配当損通所得額、498.所得税分離配当損通所得額、499.投資等税額控除額、500.所得税肉牛軽減課税額、501.所得税分離配当課税額、502.分離配当課税額、503.所得税分離配当所得額、504.市町村分離配当所得割額、505.都道府県分離配当所得割額、506.年金本徴収ワグ、507.年金仮徴収月数、508.年金仮徴収期別税額、509.控除不足反映済額、510.徴収税額特徴分、511.市町村所得割額特徴分、512.市町村均等割額特徴分、513.都道府県所得割額特徴分、514.都道府県均等割額特徴分、515.徴収税額普徴分、516.市町村所得割額普徴分、517.市町村均等割額普徴分、518.都道府県所得割額普徴分、519.都道府県均等割額普徴分、520.徴収税額半額年金分、521.市町村所得割額半額年金分、522.市町村均等割額半額年金分、523.都道府県所得割額半額年金分、524.都道府県均等割額半額年金分、525.徴収税額年金分、526.市町村所得割額年金分、527.市町村均等割額年金分、528.都道府県所得割額年金分、529.都道府県均等割額年金分、530.標準税率徴収税額特徴分、531.標準税率市町村所得割額特徴分、532.標準税率市町村均等割額特徴分、533.標準税率都道府県所得割額特徴分、534.標準税率都道府県均等割額特徴分、535.標準税率徴収税額普徴分、536.標準税率市町村所得割額普徴分、537.標準税率市町村均等割額普徴分、538.標準税率都道府県所得割額普徴分、539.標準税率都道府県均等割額普徴分、540.標準税率徴収税額半額年金分、541.標準税率市町村所得割額半額年金分、542.標準税率市町村均等割額半額年金分、543.標準税率都道府県所得割額半額年金分、544.標準税率都道府県均等割額半額年金分、545.標準税率徴収税額年金分、546.標準税率市町村所得割額年金分、547.標準税率市町村均等割額年金分、548.標準税率都道府県所得割額年金分、549.標準税率都道府県均等割額年金分、550.年金内訳代替ワグ、551.徴収税額変更ワグ、552.特徴内訳保有ワグ、553.編集用予備項目、554.新生命保険料支払額、555.新個人年金保険料支払額、556.介護保険料支払額、557.予備金額6、558.予備金額7、559.予備金額8、560.予備金額9、561.予備金額10、562.予備項目6、563.予備項目7、564.予備項目8、565.予備項目9、566.予備項目10、567.寄附金控除特例分、568.市町村申告特例控除額、569.都道府県申告特例控除額、570.予備金額11、571.予備金額12、572.予備金額13、573.予備金額14、574.予備金額15、575.予備金額16、576.予備金額17、577.予備金額18、578.予備金額19、579.予備金額20、580.予備項目11、581.予備項目12、582.予備項目13、583.予備項目14、584.予備項目15、585.予備項目16、586.予備項目17、587.予備項目18、588.予備項目19、589.予備項目20、590.条約適用利子等所得額、591.条約適用配当等所得額、592.特例適用利子等所得額、593.特例適用配当等所得額、594.条約適用利子等損通所得額、595.条約適用配当等損通所得額、596.特例適用利子等損通所得額、597.特例適用配当等損通所得額、598.条約適用利子等課税額、599.条約適用配当等課税額、600.特例適用利子等課税額、601.特例適用配当等課税額、602.条約適用利子等限度税率、603.条約適用配当等限度税率、604.市町村条約適用利子等所得割額、605.都道府県条約適用利子等所得割額、606.市町村条約適用配当等所得割額、607.都道府県条約適用配当等所得割額、608.市町村特例適用利子等所得割額、609.都道府県特例適用利子等所得割額、610.市町村特例適用配当等所得割額、611.都道府県特例適用配当等所得割額、612.所得税条約適用利子等限度税率、613.所得税条約適用配当等限度税率、614.所得税条約適用利子等損通所得額、615.所得税条約適用配当等損通所得額、616.所得税特例適用利子等損通所得額、617.所得税特例適用配当等損通所得額、618.所得税条約適用利子等課税額、619.所得税条約適用配当等課税額、620.所得税特例適用利子等課税額、621.所得税特例適用配当等課税額、622.条約適用利子等所得税額、623.条約適用配当等所得税額、624.特例適用利子等所得税額、625.特例適用配当等所得税額、626.予備金額21、627.予備金額22、628.予備金額23、629.予備金額24、630.予備金額25、631.予備金額26、632.予備金額27、

633.予備金額28、634.予備金額29、635.予備金額30、636.予備項目21、637.予備項目22、638.予備項目23、639.予備項目24、640.予備項目25、641.予備項目26、642.予備項目27、643.予備項目28、644.予備項目29、645.予備項目30、646.予備金額31、647.予備金額32、648.予備金額33、649.予備金額34、650.予備金額35、651.予備金額36、652.予備金額37、653.予備金額38、654.予備金額39、655.予備金額40、656.控除順指定有無、657.控除順指定、658.租税条約対象外給与支払額、659.租税条約非課税給与支払額、660.移行フラグ、661.翌年純損失額、662.翌年譲渡繰越損失額、663.翌年雑損失額、664.翌年特定株式損失額、665.翌年株式配当損失額、666.翌年先物取引損失額、667.翌年山林純損失額、668.翌年中小株式損失額、669.処理状況コード、670.決議フラグ、671.最新判定、672.仮最新判定、673.回避最新判定、674.通番、675.決議用処理年月日、676.世帯外区分該当コード、677.扶養者個人番号、678.配偶者個人番号、679.扶養専従区分該当コード、680.扶養区分該当コード、681.障害者区分該当コード、682.同居特障区分該当コード、683.同居老人区分該当コード、684.専従区分該当コード、685.専従申告区分該当コード、686.専従者給与入力フラグ、687.専従者給与所得額、688.合計所得入力フラグ、689.決議起因決議用処理年月日、690.通知書番号、691.徴収データ内連番、692.徴収データ内サブ連番、693.事業所個人番号、694.住民税受給者番号、695.普徴事業所番号、696.住民税異動事由コード1、697.住民税異動事由コード2、698.還付加算用住民税更正事由、699.法定納期限等、700.変更開始月期、701.徴収済月期、702.併徴普徴変更期、703.併徴普徴徴収済期、704.随時処理フラグ、705.差引課税額、706.既課税額、707.期別06月01期税額、708.賦課年度01、709.納期限01、710.期別07月02期税額、711.賦課年度02、712.納期限02、713.期別08月03期税額、714.賦課年度03、715.納期限03、716.期別09月04期税額、717.賦課年度04、718.納期限04、719.期別10月05期税額、720.賦課年度05、721.納期限05、722.期別11月06期税額、723.賦課年度06、724.納期限06、725.期別12月07期税額、726.賦課年度07、727.納期限07、728.期別01月08期税額、729.賦課年度08、730.納期限08、731.期別02月09期税額、732.賦課年度09、733.納期限09、734.期別03月10期税額、735.賦課年度10、736.納期限10、737.期別04月11期税額、738.賦課年度11、739.納期限11、740.期別05月12期税額、741.賦課年度12、742.納期限12、743.期別13期税額、744.賦課年度13、745.納期限13、746.期別14期税額、747.賦課年度14、748.納期限14、749.期別15期税額、750.賦課年度15、751.納期限15、752.期別16期税額、753.賦課年度16、754.納期限16、755.期別17期税額、756.賦課年度17、757.納期限17、758.期別18期税額、759.賦課年度18、760.納期限18、761.収納過年度更正フラグ、762.充当額、763.還付額、764.期別06月01期充当、765.期別07月02期充当、766.期別08月03期充当、767.期別09月04期充当、768.期別10月05期充当、769.期別11月06期充当、770.期別12月07期充当、771.期別01月08期充当、772.期別02月09期充当、773.期別03月10期充当、774.期別04月11期充当、775.期別05月12期充当、776.期別13期充当、777.期別14期充当、778.期別15期充当、779.期別16期充当、780.期別17期充当、781.期別18期充当、782.返戻01期、783.返戻課税年度01、784.返戻納期限01、785.返戻02期、786.返戻課税年度02、787.返戻納期限02、788.返戻03期、789.返戻課税年度03、790.返戻納期限03、791.返戻04期、792.返戻課税年度04、793.返戻納期限04、794.返戻05期、795.返戻課税年度05、796.返戻納期限05、797.差引課税額年金分、798.期別06月01期税額年金分、799.期別07月02期税額年金分、800.期別08月03期税額年金分、801.期別09月04期税額年金分、802.期別10月05期税額年金分、803.徴収税額特徴内訳分、804.市町村所得割額特徴内訳分、805.市町村均等割額特徴内訳分、806.都道府県所得割額特徴内訳分、807.都道府県均等割額特徴内訳分、808.基礎年金番号、809.外国人本名カナ、810.外国人通称氏名カナ、811.外国人通称氏名漢字、812.併記氏名カナ、813.併記氏名漢字、814.検索用氏名漢字、815.検索用旧氏名漢字、816.検索用通称氏名カナ、817.検索用通称氏名漢字、818.検索用併記氏名カナ、819.検索用併記氏名漢字、820.使用区分、821.住民税№01、822.住民税№02、823.住民税№03、824.住民税№04、825.住民税№05、826.住民税№06、827.住民税№07、828.住民税№08、829.住民税№09、830.住民税№10、831.住民税№11、832.住民税№12、833.住民税№13、834.住民税№14、835.住民税№15、836.※注意フラグ、837.海外出張開始年月日、838.海外出張終了年月日、839.市内家族個人番号、840.市内家族№氏名カナ、841.市内家族№氏名漢字、842.申告書送付有無コード、843.申告書適用年月日、844.申告書送付理由コード、845.申告書送付№、846.指定徴収区分、847.徴収事業所番号、848.住登外仮登録フラグ、849.原票番号、850.課税294条該当コード、851.生保該当フラグ、852.証明書発行停止フラグ、853.294条通知発送有無フラグ、854.294条通知自治体コード、855.294条通知自治体名称、856.課税事由連番、857.課税事由№コード、858.課税事由別住所区分、859.課税事由別郵便番号、860.課税事由別住所コード、861.課税事由別住所、862.課税事由別地番、863.課税事由別方書カナ、864.課税事由別方書、865.課税事由別電話番号、866.電申税目区分、867.納税者ID、868.処理番号、869.処理番号連番、870.出力処理番号、871.出力区分、872.削除区分、873.eLTAX手続ID、874.作成区分、875.法人個人区分、876.法人格名称、877.前後区分、878.法人名称カナ、879.法人名称漢字、880.本支店区分、881.事業所名称カナ、882.事業所名称、883.本店所在地住所、884.本店所在地方書、885.氏名、886.住所、887.代理人属性コード、888.区税事務所コード、889.申告先税目有効区分、890.審査結果区分、891.eLTAX受付番号、892.申告受付日時、893.取込処理日、894.性別、895.代表者氏名漢字、896.代表者住所、897.地方公共団体コード、898.確定処理日、899.電申警告フラグ、900.番号法法人番号、901.申告書ステータス、902.明細書ステータス、903.eLTAX申告区分、904.eLTAX申告受付番号、905.XML連番、906.XML情報

○住民税収滞納ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キー、39.収納キー、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.割割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 軽自動車税賦課情報ファイル

○軽自動車税賦課ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.税目コード、39.課税対象年度、40.通知書番号、41.履歴番号、42.サブ履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.有効フラグ、49.決裁状態、50.旧自治体コード、51.義務者個人番号、52.車両登録キー、53.標識番号漢字、54.標識番号車種、55.標識番号分類、56.標識番号カナ、57.標識番号番号、58.車台番号、59.課税コード、60.年税額、61.減免税額、62.賦課税額、63.納期1、64.課税年度1、65.納期限1、66.差引税額1、67.納期2、68.課税年度2、69.納期限2、70.差引税額2、71.納期3、72.課税年度3、73.納期限3、74.差引税額3、75.更正年月日、76.更正事由コード、77.車両履歴番号、78.連番、79.サブ連番、80.処理番号、81.更正番号、82.決議番号、83.初度検査年月、84.燃料の種類コード、85.経過年数、86.税率判定区分、87.税率特例、88.審査結果、89.審査結果事由、90.経年車重課対象区分、91.車両サブ履歴番号、92.減免対象年度、93.減免種別コード、94.減免申請理由、95.減免対象者個人番号、96.減免対象者世帯番号、97.減免対象者入力住所、98.減免対象者方書、99.減免対象者氏名カナ、100.減免対象者氏名漢字、101.減免対象者生年月日、102.減免対象者電話番号、103.障害名程度、104.手帳番号、105.手帳証明書名称、106.手帳交付日、107.運転者個人番号、108.運転者世帯番号、109.運転者続柄、110.運転者入力住所、111.運転者方書、112.運転者氏名カナ、113.運転者氏名漢字、114.運転者生年月日、115.運転者電話番号、116.免許証番号、117.免許証有効期限、118.免許証種類、119.免許証条件等、120.減免割合コード、121.減免審査結果、122.減免審査結果事由、123.有効履歴フラグ、124.異動年月日、125.異動事由コード、126.旧課税コード、127.管内未納フラグ、128.所有権留保コード、129.所有者個人番号、130.車名、131.型式、132.年式、133.原動機型式、134.総排気量、135.総排気量単位、136.取得事由コード、137.取得年月日、138.廃車事由コード、139.廃車年月日、140.譲受者個人番号、141.整理番号、142.型式認定番号、143.定置場郵便番号、144.定置場住所コード、145.定置場住所、146.定置場地番、147.定置場方書、148.使用者情報、149.使用者個人番号、150.使用者氏名カナ、151.使用者氏名漢字、152.使用者入力住所、153.使用者方書、154.使用者生年月日、155.使用者電話番号、156.届出者個人番号、157.届出者氏名カナ、158.届出者氏名漢字、159.届出者入力住所、160.届出者方書、161.届出者生年月日、162.届出者電話番号、163.届出年月日、164.標識返納コード、165.未返納コード、166.未返納その他、167.未返納詳細、168.標識返納年月日、169.他自標識番号車種、170.他自標識番号分類、171.他自標識番号分類漢字、172.他自標識番号カナ、173.他自標識番号カナ漢字、174.他自標識番号番号、175.他自標識番号表示、176.所有形態コード、177.所有形態その他、178.納税義務者区分、179.盗難届届出年月日、180.盗難届被害年月日、181.盗難届警察、182.盗難届交番、183.盗難届受理番号、184.総排気量数値、185.取得その他、186.廃車その他、187.修正その他、188.軽自動車用途、189.自家用事業用別、190.H27燃費基準達成車情報コード、191.H32燃費基準達成車情報コード、192.重課判定情報、193.軽課判定情報、194.予備1、195.予備2、196.予備項目1、197.申告書受付番号、198.軽OSS車体の形状、199.キックボード長さ、200.キックボード幅、201.最高速度、202.通称名、203.被けん引車両該当区分、204.被けん引車両車輪数、205.弁償金額、206.弁償金支払年月日、207.弁償金支払い有無、208.課税保留開始年月日、209.課税保留開始事由、210.課税保留終了年月日、211.課税保留終了事由、212.課税保留調査結果、213.転入前地方団体コード、214.課税物件異動通知書発送日

○軽自動車税収滞納ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キー1、39.収納キー2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期別区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 収納情報ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キー1、39.収納キー2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 滞納整理情報ファイル

○個人情報ファイル

宛名番号、世帯番号、漢字氏名、カナ氏名、通称名、カナ通称名、
郵便番号、現住所、現住所方書、電話番号1、電話番号2、
戸籍本籍地、戸籍筆頭者名、生年月日、続柄、性別、
個人種別、代表者名、地区コード、担当者コード、自治体コード、
送付先区分、送付先郵便番号、送付先住所、送付先住所方書、
故人フラグ、携帯フラグ、催告フラグ、介護保険資格フラグ、課税者フラグ、
滞納金額、同一人コード、共有フラグ、担当者変更不可フラグ、個人番号(マイナンバー)、
居住状況、住民登録有無、転居転出日、前住所、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、
備考、徴収不可、滞納原因、補助区分1、補助区分2、補助区分3、ランク、ランク日付

○家族情報ファイル

世帯番号、宛名番号、続柄、漢字氏名、生年月日、備考、
擬制世帯、滞納者フラグ、故人フラグ、関連者コード

○課税収納情報ファイル

期別明細KEY、年度、賦課年度、税目、期別、宛名番号、通知書番号、調定日、申告区分、
税額、督促手数料、延滞金、確定延滞金フラグ、納期限、納期変更フラグ、公示フラグ、
処分1、処分日、督促日、督促公示フラグ、督促公示日、法定納期限等、
繰上日、起算日、申告日、事業開始、事業終了、延長期限、納税管理人、車輛、
収納額、収納督促手数料、収納延滞金、最終収納日、完納フラグ、
未納本税、未納督促、未納延滞金、未納金額、年度区分、管轄コード、加算金区分、
収納回数、還付フラグ、収納日、日計日、収納区分、仮消区分、
納付事由、収納取込日、フラグ、処分区分、誓約回数、分割区分、優先順位

○交渉経過ファイル

宛名番号、記録日付、記録時間、行動記録分類、行動記録内容、行動記録備考、行動記録区分、
結果記録分類、結果記録日付、結果記録時間、結果記録内容、結果記録備考、結果記録区分、
担当者、部署

○処分情報ファイル

処分宛名番号、財産債権種類、枝番、調査内容、宛名番号、債務者、照会枝番、
状態区分、差押区分、起案日、処分日、処分担当者、差押時間、履行期限、完納日、
解除起案日、解除日、解除担当者、解除理由、解除備考、
債務者名、債務者住所、送付先氏名、送付先住所、
処分金額、終了日、終了担当者、配当金額、滞納処分費、
差押氏名、差押住所、法令

○分納情報ファイル

処分宛名番号、枝番、申請日、誓約日、誓約期間自、誓約期間至、誓約月数、
支払方法、分納担当者、分納理由、延滞金計算区分、延滞金率区分、端数区分、
分納月区分、分納支払日、分納金額、納付優先区分、延滞金納付区分、
分納承認日、取消日、取消理由、取消担当者、納付誓約額、賞与支払額、
延滞金計算日、延長申請日、担保有無、許可不許可区分、許可不許可日、
延長区分、延長期間自、延長期間至、延長月数、延長備考

(別紙1) 命令第2条の表に掲げる事務

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
1	厚生労働大臣	命令第2条の表1の項	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	命令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	命令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	命令第2条の表4の項	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	命令第2条の表5の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
6	全国健康保険協会	命令第2条の表7の項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
7	都道府県知事	命令第2条の表11の項	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
8	都道府県知事	命令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
9	市町村長	命令第2条の表15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二條で定めるもの
11	市町村長	命令第2条の表28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
12	市町村長	命令第2条の表37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
13	都道府県知事	命令第2条の表39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
14	都道府県知事等	命令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
15	市町村長	命令第2条の表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
16	都道府県知事	命令第2条の表49の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
17	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表53の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	命令第2条の表57の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
19	厚生労働大臣又は共済組合等	命令第2条の表58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	命令第2条の表59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	命令第2条の表63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
22	国家公務員共済組合	命令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	命令第2条の表66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	命令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
25	厚生労働大臣	命令第2条の表73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
26	市町村長	命令第2条の表75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
27	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表76の項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
28	都道府県知事等	命令第2条の表81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
29	地方公務員共済組合	命令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	命令第2条の表84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
31	市町村長	命令第2条の表86の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
32	市町村長	命令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
33	都道府県知事	命令第2条の表88の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表89の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
35	都道府県知事等	命令第2条の表90の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	命令第2条の表91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
37	都道府県知事等	命令第2条の表92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
38	市町村長	命令第2条の表96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	命令第2条の表98の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	命令第2条の表106の項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
41	市町村長	命令第2条の表108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	命令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百七条で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第二百六条で定めるもの
44	都道府県知事等	命令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百七条で定めるもの
45	厚生労働大臣	命令第2条の表129の項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	命令第2条の表130の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
47	市町村長	命令第2条の表132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	命令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
49	厚生労働大臣	命令第2条の表138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
50	独立行政法人農業者年金基金	命令第2条の表140の項	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
51	独立行政法人日本学生支援機構	命令第2条の表141の項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
52	厚生労働大臣	命令第2条の表142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
53	都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
54	総務大臣	命令第2条の表147の項	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	命令第2条の表151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	厚生労働大臣	命令第2条の表152の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
57	市町村長	命令第2条の表155の項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
58	厚生労働大臣	命令第2条の表156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
59	都道府県知事	命令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	命令第2条の表160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
61	都道府県知事等	命令第2条の表161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
62	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
63	都道府県知事	命令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
64	都道府県知事	命令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
65	都道府県知事	命令第2条の表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
66	文部科学大臣	命令第2条の表167の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	命令第2条の表168の項	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	命令第2条の表169の項	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	命令第2条の表170の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
70	文部科学大臣	命令第2条の表171の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	命令第2条の表172の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
72	都道府県知事	命令第2条の表173の項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項別表に掲げる事務

	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	子育て・若者支援課 保健サービス課	番号法第9条第1項 別表8 の項	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	障害福祉課 保健予防課 子育て・若者支援課	番号法第9条第1項 別表9 の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	子育て・若者支援課	番号法第9条第1項 別表10 の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	保健予防課	番号法第9条第1項 別表14 の項	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表21 の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	保護課	番号法第9条第1項 別表23 の項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	住宅課	番号法第9条第1項 別表27 の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	国民健康保険課	番号法第9条第1項 別表44 の項	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表51 の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	子育て・若者支援課	番号法第9条第1項 別表56 の項	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	高齢福祉課	番号法第9条第1項 別表61 の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	子育て・若者支援課	番号法第9条第1項 別表63 の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
13	子育て・若者支援課	番号法第9条第1項 別表64 の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	子育て・若者支援課	番号法第9条第1項 別表65 の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	子育て・若者支援課	番号法第9条第1項 別表66 の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表67 の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	保健サービス課	番号法第9条第1項 別表70 の項	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
18	子育て・若者支援課 人事課	番号法第9条第1項 別表81 の項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	国民健康保険課	番号法第9条第1項 別表85 の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	住宅課	番号法第9条第1項 別表93 の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	福祉課	番号法第9条第1項 別表95 の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	介護保険課 高齢福祉課	番号法第9条第1項 別表10 0の項	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	保健予防課	番号法第9条第1項 別表10 5の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	障害福祉課 保健予防課 保健サービス課	番号法第9条第1項 別表11 7の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	区民課	番号法第9条第1項 別表12 8の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	保健予防課	番号法第9条第1項 別表13 1の項	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	臨時特別給付金担当	番号法第9条第1項 別表13 5の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙3) 台東区番号条例第3条第1項別表第1及び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲げる事務

	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	子育て・若者支援課	台東区番号条例第3条第1項別表第1の1項	東京都台東区児童育成手当条例(昭和46年10月台東区条例第26号)による手当の支給に関する事務であって台東区規則で定めるもの
2	子育て・若者支援課	台東区番号条例第3条第1項別表第1の2項	東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月台東区条例第45号)による医療費の助成に関する事務であって台東区規則で定めるもの
3	保護課	台東区番号条例第3条第1項別表第1の3項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって台東区規則で定めるもの
4	障害福祉課	台東区番号条例第3条第1項別表第1の4項	東京都台東区心身障害者福祉手当条例(昭和49年4月台東区条例第4号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって台東区規則で定めるもの
5	障害福祉課	台東区番号条例第3条第1項別表第1の5項	福祉タクシー利用券の交付に関する事務であって台東区規則で定めるもの
6	障害福祉課	台東区番号条例第3条第1項別表第1の6項	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)により東京都台東区(以下「区」という。)が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する事務であって台東区規則で定めるもの
7	子育て・若者支援課	台東区番号条例第3条第1項別表第1の7項	東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月台東区条例第43号)による医療費の助成に関する事務であって台東区規則で定めるもの
8	保健予防課	東京都番号条例第4条第1項別表第1の1項	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等により患した者に対する医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
9	保健予防課	東京都番号条例第4条第1項別表第1の2項	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則によるB型肝炎ウイルス肝炎又はC型肝炎ウイルス肝炎に罹患した者に対する医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
10	障害福祉課	東京都番号条例第4条第1項別表第1の3項	東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって東京都規則で定めるもの
11	保健予防課	東京都番号条例第4条第1項別表第1の4項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの